

札幌市宿泊税 システム整備費補助金 申請の手引き

問い合わせ先

札幌市宿泊税システム整備費補助事業補助金事務局

電話番号 011-500-9565

E-mail sapporo1@sapporo-stay-system.jp

対応時間 午前9時から午後5時(平日のみ)

札幌市公式ホームページ(宿泊税システム整備費補助金)

<https://www.city.sapporo.jp/citytax/shukuhakuzei/shisutemuseibihihojokin.html>



目次

● 申請にあたっての注意事項	P2
● 補助金の概要	
1 補助対象者	P3
2 補助金の額	P4
3 補助の対象となる経費の例	P4
4 補助の対象とならない経費の例	P5
5 受付期間	P5
6 申請書提出先	P6
● 申請の流れ	P7
● 申請書類(記載例)	P8
● よくある質問	P16

申請にあたっての注意事項

本補助金に係る注意事項です。

必ずご確認ください、内容についてご理解をいただいたうえで申請いただくようお願いいたします。

また、申請にあたっては、「札幌市宿泊税システム整備費補助金交付要綱」についても、必ずご確認ください。

- ✓ 補助対象経費は、交付申請の手続き後、交付決定を受けた日以降に発注を行い、事業実施期間内(令和8年2月20日まで)に設備等の導入及び支払いが完了しているものが対象となります。事前着手は認められません。
- ✓ 補助対象経費の支払い方法は、銀行振り込み又はクレジットカード、現金での支払が対象となります。クーポン、ポイント等を用いて支払いをした分については補助対象となりません。
- ✓ クレジットカードによる支払いは、申請者本人、会社名義、代表者名義での支払に限ります。
- ✓ 消費税及び銀行等口座振込手数料、代引き手数料等は補助対象となりません。
- ✓ 帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管のうえ、事務局(札幌市)より提出等の要求があったときは、閲覧できるようにしてください。
- ✓ 事業者以外(個人)からの購入やオークションによる購入、中古品は補助対象となりません。
- ✓ 10万円以上(税抜)の備品等は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数とし、その期間以前に処分しようとする場合は「財産処分承認申請書」を提出し、承認を得てから処分してください。
- ✓ 購入した備品をレンタル、販売(転売)することはできません。
- ✓ 交付決定時や実績報告時に審査により、不交付・補助対象経費又は補助金額が減額交付されることがあります。

補助金の概要

宿泊事業者の宿泊税に関する事務負担の軽減と札幌市宿泊税の円滑な導入を図ることを目的に、宿泊事業者に対し、札幌市宿泊税の導入に伴って発生するレジシステムの改修や構築、ハードウェアの購入等に係る費用の一部を補助します。

1 補助対象者

宿泊税導入に伴い宿泊施設のシステム整備を行う、次の要件を満たす宿泊事業者

- (1) 札幌市内の宿泊施設※で事業を営んでいること。
- (2) 札幌市税を滞納している者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生又は更正手続きを行っている者でないこと。
- (4) 役員等が、暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 25 年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者でないこと。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員との関係を有していないこと。
- (6) 補助事業の実施に関し、各種法令に違反していないこと。
- (7) 重大又は悪質な法令違反をしていないこと。
- (8) 誓約事項に同意する者であること。

※宿泊施設とは、次の施設又は住宅となります。

- ①旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けて行う同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業に係る施設
- ②住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の届出をして営む同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る住宅

国又は地方公共団体から委託を受け指定管理を行っている事業者である場合は、申請前に事務局にご相談ください。

補助金の概要

2 補助金の額

補助率、1施設あたりの上限額は次の表のとおりです。

補助率	1施設あたりの上限額
2分の1	50万円

3 補助対象となる経費の例

札幌市宿泊税導入に伴い発生する次の経費

- 既存のレジシステムの改修
- 新たなレジシステムの構築
- ソフトウェアの購入
- PC、タブレット、プリンター、スキャナー及びそれらの複合機器の購入
- POSレジ、モバイルPOSレジの導入
- 宿泊税用券売機の購入

改修例①)
領収書に「宿泊税」の印字
をする機能の追加

〇〇様 領収書		
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	入湯税	150円
	宿泊税	300円
	合計	11,450円

改修例②)
毎日の宿泊者数と
宿泊税額を月ごと
に集計する機能の
追加

日付	宿泊数（泊）				宿泊数（泊）	
	税率300円	税率400円	税率1,000円	合計	（課税対象外）	うち市立大学 等課税免除
1	20	15	0	35	0	0
2	32	21	0	53	0	0
3	36	30	0	66	0	0
4	22	11	0	33	0	0

<自動チェックイン機について>

旅館業法の規定に対応した機器を導入いただく必要があるため、導入を検討される場合は、必ず事前に次の担当までご相談ください。

札幌市保健所生活環境課 TEL 011-622-5165

補助金の概要

4 補助の対象とならない経費の例

札幌市宿泊税導入に伴い発生する次の経費

- 使途、単価、規模等の確認が不可能なもの
- 契約書、発注書、納品書、領収書、振込明細書等の帳票類が不備なもの
- 支払が補助対象者以外の名義で行われるもの
- リース、レンタル契約のソフトウェアやハードウェアに要する経費
- クラウド型システムの月額料金、通信費(インターネット回線・プロバイダー料金等)
- 消費税及び地方消費税相当分
- 振込手数料
- 補助金の交付決定前に開始した事業の経費
- 国、地方公共団体等が交付する他の補助金等の交付対象となった経費。ただし、北海道が当該補助金と同一の目的により交付する補助金等(補助率が2分の1を超えないもの)については、この限りでない

消費税の取扱いについて

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は、**補助対象外**となります。補助対象経費は、消費税等抜きの数字となりますので、見積書や請求書等が内税の場合は、下記のように税抜価格に割り戻して計算します。

(例) 税込価格 120,000円の場合

$$120,000\text{円(税込)} \div 1.1\text{の計算} = 109,090.9\text{円} \Rightarrow \underline{109,090\text{円}}^{\ast}$$

※小数点以下は切り捨て

5 受付期間

申請は「郵送のみ」の受付となります。

- 補助金交付申請期間
令和7年8月1日(金)～12月26日(金) ※当日消印有効
- 実績報告書提出期限
～令和8年2月20日(金) ※当日必着

補助金の概要

6 申請書提出先

本市の事務局を運営する事業者において、北海道が実施する「北海道宿泊税システム整備費補助金」の事務局も運営していることから、札幌市と北海道の補助金申請をまとめて行うことが可能です。

- ・申請書は次の事務局宛に郵送にてご提出ください。
- ・北海道分とまとめて申請する場合は、宛先を併記いただくようお願いします。

〒060-8791

札幌市
(北海道) 宿泊税システム整備費補助事業補助金事務局

※住所の記載は不要です。

- ✓ 簡易書留や一般書留、レターパックプラス(ご自身で郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受取確認がされるもの)で郵送してください。
- ✓ 料金不足のものについては、受付できませんので返却となります。
- ✓ 申請書は札幌市、北海道それぞれの様式を作成する必要があります。
- ✓ まとめて申請する場合、札幌市、北海道共通の添付書類は一式のみご用意ください。(共通で確認します。)

申請書の様式は札幌市公式ホームページに掲載しております。

(<https://www.city.sapporo.jp/citytax/shukuhakuzei/shisutemuseibihihojokin.html#youkou>)



<北海道宿泊税システム整備費補助金について>

北海道が実施する「北海道宿泊税システム整備費補助金」の申請様式や詳細については、以下のホームページにてご確認ください。

専用ホームページ <https://hkd-stay-system.jp/>



申請の流れ

区分	申請者	事務局	札幌市	添付書類、注意事項
申請 (令和7年8月1日～12月26日まで)	<p>様式 1、別紙 1 提出</p> <p>訂正再提出</p>	<p>審査</p>	<p>審査</p>	<p><添付書類(写し可)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法営業許可証の又は住宅宿泊事業法第13条の標識 ・導入しようとするシステムや製品等の見積書
交付決定	<p>交付決定日以降に発注</p> <p>交付不可</p>	<p>様式 2 交付決定通知書</p> <p>様式 3 不交付決定通知書</p>	<p>交付決定</p> <p>不交付決定</p>	<p>・交付決定後、令和8年2月20日までに事業を実施し、支払いを終える必要があります。</p> <p>※実績報告の期限も令和8年2月20日となります。</p>
取下げ 変更/中止	<p>様式 4 提出</p> <p>様式 5 提出</p> <p>訂正再提出</p> <p>事業内容の変更・中止</p> <p>事業の継続</p>	<p>確認</p> <p>審査</p> <p>様式 6 計画変更等承認通知書</p> <p>様式 7 計画変更等不承認通知書</p>	<p>取下げ</p> <p>審査</p> <p>承認</p> <p>不承認</p>	<p>・交付決定した内容について、取下げ、変更、中止をする場合(補助対象経費総額の20%以内の減少の場合は手続き不要)</p>
事業遅延	<p>様式 8 提出</p> <p>指示に従い対応</p>	<p>確認</p>	<p>対応検討指示</p>	
実績報告 (事業が完了した日から30日以内又は令和8年2月20日のいずれか早い日まで)	<p>様式 9・10 提出</p> <p>訂正再提出</p>	<p>審査</p>	<p>審査</p>	<p><添付書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収書(写)(内訳不明の場合は内訳が分かる請求書等(写)も提出。) ・事業完了が分かる書類 ・振込先金融機関の通帳(写)
交付確定 補助金振込	<p>受領</p>	<p>様式 11 交付確定通知書</p>	<p>交付確定</p> <p>補助金振込</p>	

申請書類(記載例)

<様式1 ①> 札幌市宿泊税システム整備費補助金 交付申請書

様式第1号

令和 ●年 ●月 ●日

札幌市長

申請者 住所 札幌市中央区北●条西●丁目●番地
商号又は名称 札幌市株式会社
代表者の氏名 代表取締役 札幌 太郎

印

札幌市宿泊税システム整備費補助金 交付申請書

札幌市宿泊税システム整備費補助金について、補助金の交付を受けたいので、札幌市宿泊税システム整備費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 補助対象施設等

補助対象施設	〒(000-0000)
	住所:札幌市中央区北●条西●丁目●番地
	施設名称:札幌ホテル
	代表者役職:代表取締役 代表者氏名:札幌 太郎
担当者	担当者名:札幌 次郎
	電話番号:000-000-0000
	メールアドレス:sapporohoteru@co.jp
通知書送付先	札幌市中央区南●条東●丁目●-● ※施設住所と別住所に送付を希望する場合に記入

2 補助金交付申請額

金 450,000 円

3 添付書類

チェック欄	書類
<input checked="" type="checkbox"/>	補助対象経費内訳書(別紙1)
<input checked="" type="checkbox"/>	旅館業法営業許可証の写し(旅館・ホテル、簡易宿所を営む者の場合)
<input type="checkbox"/>	住宅宿泊事業法第13条の標識の写し(住宅宿泊事業を営む者の場合)
<input checked="" type="checkbox"/>	導入しようとするシステムや製品等の見積書
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	

申請書類(記載例)

<様式1 ②> 札幌市宿泊税システム整備費補助金 交付申請書

4 誓約事項

私は、札幌市宿泊税システム整備費補助金の交付申請に関し、以下の事項について誓約いたします。

チェック欄	誓約事項
<input checked="" type="checkbox"/>	札幌市宿泊税システム整備費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第4条各号のすべての要件を満たしています。
<input checked="" type="checkbox"/>	札幌市税の納税状況等について、札幌市が調査することに同意します。
<input checked="" type="checkbox"/>	札幌市補助金等の事務取扱に関する規定及び要綱の内容に従うことについて同意します。
<input checked="" type="checkbox"/>	補助金の対象経費について、国、道、市等が交付する他の補助金は受けていません。(他の地方公共団体が当該補助金と同一の目的により交付する補助金等(補助率が2分の1を超えないもの)を除く。)
<input checked="" type="checkbox"/>	虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが判明した場合は、要綱第17条及び第18条の規定により、交付決定の取消や補助金の返還等に応じるとともに、納付日までに補助金を返還しなかった場合、その未納額につき規則第18条第3項による延滞金(遅延損害金)を納付することに応じます。
<input checked="" type="checkbox"/>	札幌市から報告・立入検査等の求めがあった場合は、これに応じます。
<input checked="" type="checkbox"/>	札幌市宿泊税条例(令和6年札幌市条例第52号)第9条第1項の規定による特別徴収義務者の申告を行います(行っています。)
<input checked="" type="checkbox"/>	補助事業の実施に関し、各種法令に違反していません。
<input checked="" type="checkbox"/>	北海道が実施する宿泊税に係るシステム整備費補助事業において、本申請の添付書類等の情報を活用することがあることを承諾します。

申請者 住所 札幌市中央区北●条西●丁目●番地
商号又は名称 札幌市株式会社
代表者の氏名 代表取締役 札幌 太郎 印
(署名または記名押印)

シャチハタ不可

申請書類(記載例)

<別紙1> 補助対象経費内訳書

別紙1(第8条第1項関係)

補助対象経費内訳書

1 宿泊施設の概要^{※1}

宿泊施設名	札幌ホテル
所在地	札幌市中央区北●条西●丁目●番地
連絡先	【担当部署・担当者名】 経理部 札幌 次郎 【電話】 000-000-0000 【メールアドレス】 sapporohoteru@co.jp

2 事業の概要

レジシステム 改修・構築等	システム名 又は事業名	札幌ホテル レジシステム
	事業内容	・領収書への宿泊税の印字機能の追加 ・課税対象、免除対象者の集計機能の追加
	スケジュール 補助対象経費:A (税 抜)	令和7年9月20日～令和8年1月20日 700,000円
ハードウェア 購入	購入機器	●●社製 プリンター PP-0000
	購入理由	納入申告書、月計表の印刷に使用
	納品予定日	令和7年10月10日
	補助対象経費:B (税 抜)	200,000円
ソフトウェア 購入	購入ソフトウェア	
	購入理由	
	取得予定日	
	補助対象経費:C (税 抜)	円
申請額 ^{※2} ①(A+B+C)×1/2、②50万円 のどちらか少ない金額を記載		450,000円

※1 複数の宿泊施設をまとめて申請する場合は、施設毎に事業計画書を作成すること。

※2 「申請額」は、千円未満を切り捨てて記載すること。

申請書類(記載例)

<様式4> 札幌市宿泊税システム整備費補助金 交付申請取下申出書

様式第4号

令和 ●年 ●月 ●日

札幌市長

申請者 住所 札幌市中央区北●条西●丁目●番地
商号又は名称 札幌市株式会社
代表者の氏名 代表取締役 札幌 太郎

印

札幌市宿泊税システム整備費補助金 交付申請取下申出書

令和 ●年 ●月 ●日付札税第 号により交付決定のあった事業について、次のとおり、札幌市宿泊税システム整備費補助金交付要綱第10条の規定により、申請を取り下げます。

1 補助対象施設名

札幌ホテル

2 補助決定額

金 450,000 円

3 取下げの理由

事業を廃止することとなったため。

申請書類(記載例)

<様式5> 札幌市宿泊税システム整備費補助金 計画変更等申請書

様式第5号

令和 ●年 ●月 ●日

札幌市長

申請者 住所 札幌市中央区北●条西●丁目●番地
商号又は名称 札幌宿泊株式会社
代表者の氏名 代表取締役 宿泊 太郎

印

札幌市宿泊税システム整備費補助金 計画変更等申請書

令和 ●年 ●月 ●日付札税第●●●号により交付決定のあった次の事業について、次のとおり(変更・中止)したいので、札幌市宿泊税システム整備費補助金交付要綱第11条の規定により申請します。

1 補助対象施設名

札幌旅館

2 (変更・中止)の理由

購入予定であったパソコンが廃版となったため。

3 (変更・中止)の内容

購入するパソコンの変更

4 変更後の交付申請額 ※変更の場合

金 170,000 円

5 添付書類

チェック欄	書類
<input checked="" type="checkbox"/>	交付申請書(様式第1号)の添付書類のうち変更に係る資料
<input checked="" type="checkbox"/>	変更後の補助対象事業に係る見積書等
<input type="checkbox"/>	その他参考となる書類

申請書類(記載例)

<様式8> 札幌市宿泊税システム整備費補助金 事業執行遅延(不能)報告書

様式第8号

令和 ●年 ●月 ●日

札幌市長

申請者 住所 札幌市中央区北●条西●丁目●番地

商号又は名称 札幌市株式会社

代表者の氏名 代表取締役 札幌 太郎

印

札幌市宿泊税システム整備費補助金 事業執行遅延(不能)報告書

令和 ●年 ●月 ●日付札税第●●●●号により交付決定のあった標記補助金に係る事業について、次の理由により予定の期間内に完了する見込みがない(その遂行が困難になった)ので、札幌市宿泊税システム整備費補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 遅延又は遂行困難となった理由

●●●が●●●となり、システム改修事業者の作業が予定よりも時間がかかり、当初の期限内に終わることが困難となったため。

変更後のスケジュールは添付資料のとおり。

申請書類(記載例)

<様式9> 札幌市宿泊税システム整備費補助金 事業実績報告書

様式第9号

令和 ●年 ●月 ●日

札幌市長

申請者 住所 札幌市中央区北●条西●丁目●番地
商号又は名称 札幌市株式会社
代表者の氏名 代表取締役 札幌 太郎



札幌市宿泊税システム整備費補助金 事業実績報告書

令和 ●年 ●月 ●日付札税第●●●●号により交付決定のあった標記補助金に係る事業実績について、札幌市宿泊税システム整備費補助金交付要綱第14条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 補助対象施設名

札幌ホテル

2 補助対象事業の交付決定額及びその精算額

交付決定額 金 450,000 円^{※1}

精算額 金 440,000 円^{※2}

※1 交付決定通知書(計画変更等があった場合は計画変更等承認通知書)の金額を記載

※2 補助対象経費実額の1/2(千円未満切り捨て)、50万円のどちらか少ない金額を記載

3 補助対象事業の実施期間

事業開始日 令和 ●年 ●月 ●日^{※3}

事業完了日 令和 ●年 ●月 ●日^{※4}

※3 事業に着手した日(機器購入を申し込んだ日、工事発注日など)を指す。

※4 機器購入、設置、施工、支払い等が全て完了した日を指す。

4 添付書類

チェック欄	書類
<input checked="" type="checkbox"/>	領収書(写) (宛名に申請者の法人名が記載され、補助対象経費と金額が一致しており、経費の内訳がわかるもの。内訳がわからない場合は領収書に加えて内訳がわかる請求書等の写しも提出すること。)
<input checked="" type="checkbox"/>	機器購入・設置工事等、事業の完了が分かる資料(写)(納品書等)
<input type="checkbox"/>	その他参考となる書類

申請書類(記載例)

<様式10> 札幌市宿泊税システム整備費補助金 銀行口座振込同意書

様式第10号

札幌市宿泊税システム整備費補助金 銀行口座振込同意書

私は、札幌市宿泊税システム整備費補助金を下記の口座に振り込むことに同意します。

令和 ●年 ●月 ●日

申請者 住所 札幌市中央区北●条西●丁目●番地
商号又は名称 札幌市株式会社
代表者の氏名 代表取締役 札幌 太郎 

記

振込先金融機関	●●●銀行
本・支店名	・本店 ・(●●●●)支店
預金種目	(<u>普通</u>)・当座) ※どちらかに○印をお付けください。
口座番号	●●●●●●●●
口座名義 (カナ)	札幌市株式会社 代表取締役 札幌太郎 (サッポロシカブシキガイシャ タクヒョウトリシマリヤク サッポロノウ)

<添付書類>

チェック欄	書類
<input checked="" type="checkbox"/>	上記振込先金融機関の通帳(写)

よくある質問

Q1 会社の本社は札幌市外ですが、宿泊施設の所在地が札幌市内であれば対象となりますか。

A 本社が札幌市外であっても、札幌市内の宿泊施設で事業を営んでいる場合は対象となります。

Q2 メールやファックス、持ち込みでの申請はできないのですか。

A 申請は郵送でのみ受け付けておりますので、ご了承願います。

Q3 市税を滞納していないことが条件となっていますが、納税証明書は必要ないのでしょうか。

A 誓約事項において、「市税の納税状況等を札幌市が調査すること」に同意をいただくこととしており、本市において市税の滞納の有無を確認しますので、納税証明書の添付は必要ありません。

Q4 システム改修とハードウェアの購入を申請しており、先にハードウェアの支払いが終わったのですが、完了分の実績報告を行ってもよいでしょうか。

A 申請したすべての事項の支払いが完了してから、まとめて報告する必要があります。

Q5 上限額まで補助金を受けていないので、差額分を追加申請してもよいでしょうか。

A 申請できません。1施設あたりの申請回数は1回が限度となります。

Q6 補助金を受け取ると課税対象になるのでしょうか。

A 課税対象となります。詳細については税務署へご確認ください。

Q7 なぜ消費税は補助の対象外なのでしょう。

A 補助事業において支払った経費に含まれる消費税は、仕入税額控除の対象とすることができます。消費税も含めた額で補助金として受領した場合は重複した交付となってしまう返還いただく必要があるため、補助対象外としております。

上記のほか、札幌市公式ホームページにQ&Aを掲載しております。

(<https://www.city.sapporo.jp/citytax/shukuhakuzei/shisutemuseibihijokin.html#QA>)

